

緊急のお知らせ

学会認定不整脈専門医（以下、不整脈専門医とする）認定制度規則 研修施設申請資格の一部変更について

平素から、不整脈専門医制度の運営に向けて多大なるご支援を賜り、誠にありがとうございます。

現在、全国で 337(2015 年 4 月より 346) 施設の研修施設と 595(2015 年 4 月より 693) 名の不整脈専門医が学会から認定されています。

さて本日は、研修施設認定申請資格に関する不整脈専門医認定制度規則の一部を改定することが決定しましたので、その内容についてご承知おきのほどお願い申し上げます。改定の内容は次のとおりで、太字グレーの部分が追加されました。

なお、研修施設認定申請書類書式等も改定されましたので、不整脈専門医ホームページ (<http://jhfs.or.jp/specialty/index.html>) をご確認ください。幸甚です。

不整脈専門医認定制度規則 第 3 章 研修施設（申請資格）第 12 条 2）：

（改定前）日本循環器学会認定循環器専門医あるいはこれに準ずる専門医があわせて 2 名以上常勤で在院していること

⇒

（改定後）日本循環器学会認定循環器専門医あるいはこれに準ずる専門医があわせて 2 名以上常勤で在院しており、かつ少なくとも 1 名が学会認定不整脈専門医または学会認定不整脈専門医認定予定者（※）であること

※「学会認定不整脈専門医認定予定者」とは、研修施設認定申請（申請期間：9/1~11/30）時に、専門医資格認定試験（8 月）に合格し、認定料を支払っている者（認定は翌年の 4 月 1 日から）を指す

つきましては、不整脈専門医が常勤で在院されていない研修施設におかれましては、2015 年度以降の認定更新申請時までには、不整脈専門医資格認定試験の受験等をご検討くださいますようお願いいたします。

以上です。今後とも学会認定不整脈専門医の発展のためにご高配のほど宜しくお願い申し上げます。

平成 27 年 1 月 23 日

不整脈専門医認定制度委員会 委員長 山下武志
不整脈専門医研修施設選考委員会 委員長 池田隆徳